

個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

労働者の健康障害を防止するため、労働安全衛生法第 65 条及び第 65 条の 2 の規定に基づき、作業環境中の有害な化学物質や粉じんの濃度の測定及びその結果の評価が行われている。

現行の作業環境測定は、単位作業場ごとに等間隔で測定点を設定する等により測定する、いわゆる「場の測定」（A 測定及び B 測定）により行われている。測定結果に基づき、作業環境の評価が行われており、通常、適切に評価されているが、気中への発散の変動が大きいときや、作業者の移動が大きく場の測定のデザインが困難なときなどでは、適切な作業環境の評価とならない場合がある。

「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会報告書」（平成 22 年 7 月）において、「個人サンプラーによる測定について、当面は、A 測定及び B 測定による測定では的確な評価が困難と思われる一部の作業を対象に、A 測定及び B 測定に代わる測定として導入することについて検討する必要がある」と提言されており、近年、個人サンプラー測定の技術が進歩するとともに、測定のデザインと結果の各種評価方法についてもコンセンサスが得られつつあることを踏まえ、最新の知見と化学物質管理の動向を踏まえた検討を行う必要がある。

また、作業環境管理の徹底により、評価結果が良好な事業場が増加している中、このような事業場については、特殊健康診断結果等を踏まえつつ、測定頻度を低減させる等、より合理的な作業環境管理の導入が求められている。

このようなことから、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の下に有識者の参集を求め、より適切な作業環境測定による合理的な作業環境管理が可能となるよう必要な事項について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 作業環境測定における個人サンプラーによる測定の導入について
- (2) 測定結果が良好な場合の合理的な作業環境管理のあり方について
- (3) 測定を行う者に必要な知識・資格と養成について
- (4) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会に座長を置き、座長は議事を整理する。
- (3) 本検討会においては、必要に応じ、参集者以外の学識経験者、実務経験者等に出席を求めることがある。

- (4) 安全衛生部長は、必要に応じて、別紙の参集者以外の者を新たに参集者として指名することができる。その場合、座長の承認を要する。
- (5) 本検討会の参集者等は、本検討会において知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、検討会終了後も同様とする。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課環境改善室において行う。

別紙

個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会 参集者名簿

平成 30 年 6 月 5 日

氏 名	所 属 等
小野 真理子	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所作業環境研究グループ 部長
土屋 眞知子	土屋眞知子コンサルタントオフィス
藤 間 俊 彦	旭硝子(株)環境安全品質部 マネージャー
中野 真規子	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教室 専任講師
橋 本 晴 男	東京工業大学キャンパスマネジメント本部総合安全管理部門 特任教授
宮 内 博 幸	産業医科大学 産業保健学部環境マネジメント学科 教授
宮 腰 雅 仁	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副事務局長 化学部会書記長
○ 明 星 敏 彦	産業医科大学 産業生態科学研究所 教授
村 田 克	早稲田大学理工学術院環境資源工学科 准教授
山 室 堅 治	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター 副所長

(○は座長、五十音順、敬称略)